

## 第16期船橋市男女共同参画推進委員会第7回会議録

1. 開催日 令和3年5月21日（金）午後1時30分から
2. 開催場所 市役所9階 第一会議室
3. 出席者 9名（欠席4名）、アドバイザー1名
4. 傍聴者 2名
5. 議題
  - (1) 第6回推進委員会でのご意見について
  - (2) パートナーシップ宣誓制度の案について

### 〈事務局〉

只今より第7回船橋市男女共同参画推進委員会を開始させていただきます。この会議は、船橋市情報公開条例第26条の規定に基づき公開となっております。また、会議録につきましても市のホームページで公開いたします。

配布資料の確認をさせていただきます。次第をご覧ください。

事前に配布した資料といたしまして、

資料1 クロス集計結果

資料2 第4次船橋市男女共同参画計画 体系案

資料3 （案）船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の考え方がございます。

不足等ございませんでしょうか。

よろしければ、以上で、配布資料の確認を終わらせていただきます。

では次に、男女共同参画推進委員会事務局を所管致します市民生活部長の 丹野よりご挨拶申し上げます。

～ 部長挨拶 ～

～ 推進委員変更の紹介 ～

### 〈事務局〉

では、本日の議題に入りたいと思います。この後の進行につきましては、船橋市男女共同参画推進委員会設置要綱第5条に基づき、会長の大石様をお願い致します。

それでは大石会長お願いいたします。

### 〈大石会長〉

次第に沿って、会議を進めていきたいと思っております。

まず議題（1）「第6回推進委員会でのご意見について」事務局から説明があります。事務局よりお願いいたします。

〈事務局〉

議題（１）第６回推進委員会でのご意見についてご説明します。

資料１「クロス集計結果」をご覧ください。

前回の会議では、令和２年度男女共同参画市民アンケート報告書についてご報告しました。

その中で、男女別や年齢別によるクロス集計もご覧いただきましたが、社会全体としての「男女の地位の平等感」については、正規・非正規雇用の違いで考え方に差があるか確認したい、という委員からのご意見がございましたため、資料１では、社会全体としての「男女の地位の平等感」など、いくつかを抜粋してクロス集計をいたしました。

１ページの「男女の地位の平等感（ク）社会全体として」をご覧ください。

まず、【職業による比較】について、「（３）平等になっている」と答えた割合をみますと、総計では 18.7% ですが、職業別で見ますと、正規の方は総計よりも高く、非正規の方は総計より低いこと、また、家事専業の方が最も低い 7.1% であり、職業によって男女の平等感に差があることがわかりました。

次に、【子どもの有無による比較】もごございますので、次の表をご覧ください。

「（３）平等になっている」と答えた割合を子ども別で見ますと、子どもはいない方・未就学児・小学生・中学生・中学卒業から 18 歳未満の子をもつ方までの平等感、総計 18.7% よりも高いこと、18 歳以上の子をもつ方の平等感は総計よりも低いことがわかりました。

２ページをご覧ください。

こちらは「男は仕事、女は家庭という考え方について」【職業による比較】をした結果です。男は仕事、女は家庭という固定的役割分担意識について（１）そう思う（２）どちらかといえばそう思うと答えた割合は、非正規よりも正規が若干高いこと、家族従業員が最も高いことがわかりました。

３ページをご覧ください。

「女性が職業をもつことについて」子どもの有無による比較をした結果となります。

（４）子どもができて、ずっと職業を続ける方がよいと答えた割合は、中学卒業以上 18 歳未満の子をもつ方が最も高いこと、中学生の子をもつ方が最も低いことがわかりました。

クロス集計については以上です。

続きまして、資料２「第４次船橋市男女共同参画計画体系案」をご覧ください。

こちらは、前回の会議で委員からいただいたご意見をもとに、課題Ⅰの部分を修正した体系案となります。

この課題Ⅰは、本市の男女共同参画計画のなかで、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画としても位置付けており、男女間の格差によって女性の参画が十分でないことから、前回の案では「女性が活躍できる環境づく

り」としておりましたが、委員からのご意見のなかで、女性だけでなく男性の働き方も関係する課題なので、「女性」だけを強調しない表現がいいのではとのご意見がございましたので、県の計画を参考に「男女が共に活躍できる環境づくり」に修正することで、課題では女性を強調しない形としました。

体系案の説明は以上ですが、この体系案に該当する各課の事業を把握するために、現在、各課に調査をしており、次回会議でご覧いただく予定であります。

事務局からの説明は以上です。

〈大石会長〉

ありがとうございました。

ただ今の議題1について質問、ご意見を伺っていきます。まず、クロス集計結果については黒田委員からのご意見だったかと思いますが、なにかありましたらお願いします。

〈黒田委員〉

クロス集計をしていただきありがとうございます。非正規雇用の方が多くなっているのではないかと思ったのですが、家事専門などその他の細かいところもわかって、どんな支援ができるのかわからないですけれども考えてみたいなど思いました。ありがとうございました。

〈大石会長〉

ほかにこのクロス集計について質問、ご意見ございませんか。

〈大石会長〉

特にないようですので、よろしいでしょうか。

では資料2の体系案について先ほどご説明をいただきましたが、こちらについて質問、ご意見ございましたらお願いします。

〈大石会長〉

特にないようですので、よろしいでしょうか。

では、本日の時間をかけたテーマ、議題(2)「パートナーシップ宣誓制度の案について」事務局から説明があります。事務局よろしくをお願いします。

〈事務局〉

まず、制度の概要について改めてご説明いたします。

趣旨としては、主に性的少数者の方の支援として行います。制度をきっかけに、同性パートナー同士を含め、様々な事情で対外的に関係性を証明することが困難な方々の支援につながればと考えています。

また、パートナーシップ関係にあると宣誓を行った方々の気持ちを市として受け止めるといった側面も考えております。

関係性の証明を行えるメリットとして、他市の例では、市営住宅の申込ができたり、市立病院での面会や病状説明を受ける際に関係性を説明しやすいといったことがございます。あとは市職員であれば、結婚休暇などの休暇制度での活用といったものがあります。

船橋市としても関係各課と調整の上、宣誓証明書を使って受けられるサービスを確保していく予定です。

全国的な動きとしては、既に100自治体以上でパートナーシップ制度を導入しており、近隣市では千葉・松戸・浦安がすでに導入しております。

また市の中では、令和2年第4回定例会（総務委員会）では、「船橋市においてパートナーシップ制度を始めることを求める陳情」が採択された事、令和3年1月27日LGBT議連より「船橋市パートナーシップ制度の早期実施を求める要望書」が市に提出された事がございます。

これらも踏まえまして、市としても今年中には制度を実施する予定で動いております。

ここまでが、改めてのご説明となりますが、実際に実施する制度としては、資料3「(案) 船橋市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の考え方」をご覧ください。

こちらは千葉市が作成した「要綱の考え方」を船橋市のものとして修正したものになります。

変更点としては主に「目的」部分です。目的の考え方は船橋市の第3次総合計画骨子案を参考にしています。

他市町村の要綱を拝見していると、お互いを尊重する（松戸）・個性や価値観を認め合う（浦安）といった人権尊重の要素が目的として入っておりますので、参考にいたしました。そのほかについては基本的に千葉市と同様です。

要綱は市の制度の根拠となる部分で大事ではありますが、内容としては必要書類の項目など全体的な細かい仕組みの部分となります。

他市をみますと、対象を同性同士に限る自治体があること、市が受け取る宣誓証明書の保存期間といった部分、で市によって取り扱いにはばらつきがあります。

まず、対象を同性同士に限る自治体がある点について私共としては、千葉や松戸のように対象は同性同士に限らない予定で、性的少数者の方だけではなく、事実婚の異性間のカップルについても対象とする考えです。

これは、制度を利用する人は性的少数者といった認識につながると、意図せず利用者が性的少数者だと周囲に分かってしまうといったことを念頭に置いています。

市が受け取る宣誓証明書の保存期間については、船橋の場合、期限のある保存期間は20年が最長ですので、20年で考えております。宣誓者は宣誓証明書を長期間保有

することが想定されますので、その間紛失等された際に再発行できる期間として考えています。

事務局からの説明は以上です。

〈大石会長〉

ありがとうございました。

ただいまの説明について、質問、ご意見をお願いします。

〈石村委員〉

4月以降でしょうか。パートナーシップを認める市も増えて、全国100を超えたのではないかと思います。だからもう遅いという気がするんですが、できるだけ急いでやったほうがよろしいかなと思います。

先ほど事務局から説明がありましたように、この制度は婚姻制度の代替と考えていいかなと思います。本来的にはこういう方々が自由に婚姻できる制度で同性婚を認めるべきで、台湾でも最近認めたようです。これが世界的な大きな流れで、人々の多様性を認めるということからすれば推進すべき問題だと、私は個人的に思っております。

先ほどの説明で、要綱方式でいくことはわかりましたけれども、「目的」のところが主語がわからないと思いました。こういう文章は法律文章ですから、一応形式的にはしっかりしておく必要があると思います。「誰もがお互いの個性や価値観を理解・尊重し」という部分は個人の問題を指していると思いますが、そのあとの文章は「自分らしく輝けるまちの実現を」ということなので、違う目的の問題が並列的に並んでいるような気がします。これをもうちょっと整理したほうがよろしいのかなと思います。「目的」のところは一番大事ですから、これをシンプルにはっきり書くと。主語が不明確な文章だと思うので、もう少しお考えいただければと思います。

〈大石会長〉

ありがとうございます。いまご指摘のありました「目的」の部分について、事務局から何かありますか。

〈事務局〉

主語について確認ですが、「誰もが」の主語は市民で、そのあとの「自分らしく」というのも市民ですが、最終的に目指しているのは船橋なので、ばらつきがあるということですか。

〈石村委員〉

ええ。

〈大石会長〉

たぶん、「目的」の主語は船橋市という前提であると思うんですね。船橋市はこの目的のために要綱を定めるというのが、基本この目的に入ると思うので。ひとつですけれども、あくまで主語は船橋市なので、「まちの実現」にかかる修飾語として「お互いの個性や価値観を理解・尊重」する市民の方々、市民が自分らしく輝ける町というイメージだと私はとったので、むしろそういう町にするために市が取り組みますという宣言に近いだろうと推察はしています。

ただ、石村委員がおっしゃるとおり、そう読めないところもあるので、少し文言を練ったほうがいいだろうというのが今のご指摘だと思うんですね。

今回は要綱の考え方であって、要綱としての最終形ではないですよ。

〈事務局〉

そうです。あくまでも要綱の考え方です。要綱としては改めて作っていきます。

〈石村委員〉

最終的には要綱にするわけですよ。ということであれば、要綱で全部記載することになるわけですよ。

〈事務局〉

そうです。要綱にする予定です。

〈大石会長〉

対象者を同性のみに限定しないというのは良いと思います、それで、もし他市の状況を聞いていたら教えてほしいのですが、この制度を始めている自治体で、事実婚でパートナーシップ制度を利用した方がいるか聞いていますか。

〈伊藤氏（アドバイザー）〉

千葉市のパートナーシップで情報があります。正確には把握しておりませんが、ゼロではなく、10組以上の方が事実婚で制度を利用しているようです。

〈大石会長〉

ありがとうございます。もしご存知でしたら、アドバイザーの伊藤さんに伺いたいのですが、同性のパートナーに限りませんというのを千葉市の場合は広報の段階で始めからしていたということでしょうか。

〈伊藤氏（アドバイザー）〉

そうですね、始まる前から広く。

事務局から説明があったように、対外的に関係性を証明することが困難な方、例え

ば異性同士であっても色々な事情で結婚制度に入れない方達もOKですよ、とは周知されましたので、制度が始まった初日に宣誓をした8組のうち事実婚の方が2組いるという状況でスタートして、その後も増えていると聞いております。ですから、かなりそのところは千葉市の場合きちんと広報されていたと記憶しています。

〈大石会長〉

ありがとうございます、大変参考になります。

船橋市もパートナーシップを始めるときには、ぜひ広くそういったことを広報して、性的少数者をカミングアウトさせるためではないという制度になるといいと私も思っております。

〈大石会長〉

ほかに質問、ご意見どうぞ。

〈藤田委員〉

パートナーシップ宣誓のなかで、結婚でいえば離婚のようなことがありえると思いますが、その場合の取り扱いはどうしたらいいかといった点と、保存期限20年と伺いましたが、20年過ぎてもパートナーシップ宣誓をしたままの方がこれからいらっしやると思うんですけど、期限20年を過ぎた後の扱いがどうなるのか、というのを教えていただければと思います。

〈事務局〉

1点目のパートナーシップを解消されたときというのは、例えば千葉市の定めですとパートナーシップの解消届をだしていただくとかそういったものがございます。

もう1点の保存期限のほうですが、運用上どうするかは今後検討していかなければならないと思います。例えば、保存期限は20年としていますけれど、その段階で社会的な状況を見て必要があれば期間を延長するとか、仮に破棄したとしてもパートナーシップそのものが無効になるわけではないですとか、そういった運用上のところでは詰めていこうと思います。

〈大石会長〉

藤田委員よろしいですか。もしあれば。

〈藤田委員〉

はい。お墓とかそういったときに重要になってくるのかなど、相続とか、そういったタイミングのところまでしっかり考えていただければと思います。

ありがとうございます。

〈大石会長〉

今のご意見についてですが、相続に関してはパートナーシップではカバーできなくて、遺言書がない限りは法定相続人ではないというのは変えられないですね。市ではどうにもできない制度の問題があります。

ただお墓については、例えばですけれど船橋市は市営墓地がありますよね、そういったときの承継者の証明にも使えるという前提でいいですか。

〈事務局〉

千葉市では合葬墓で認めているところですが、船橋市には合葬墓がありませんので、承継の問題がでてきてしまうと思います。一緒のお墓に入る合葬とは制度が違いますので、船橋市の場合に使えるかというところがあるのかなと思います。

〈大石会長〉

ありがとうございます。伊藤さんは千葉市の制度にお詳しいので、パートナーシップの解消など藤田委員の質問にもあった状況において、なにかご存知のことがあれば追加で教えていただけますか。

〈伊藤氏（アドバイザー）〉

特に今のところは解消された方はいらっしゃらないと聞いています。

現実的には、やはり性的少数者にとって宣誓自体のハードルが高いので、よく話し合って熟慮したうえで市役所に行って宣誓をしていますので、いまのところは、解消というのはない状態です。

ですがいずれそういったことは出てくると思いますので、事前に色々な想定をして、例えば片方だけ解消届を出した場合にどうするのか、他市では、届け出をしていない方には通知をするような形で確認といいますか、これは裁量になる部分も大きいかとは思いますが、両者の連名で解消届を出すわけですが、両者に確認をして廃棄していくという、確認作業はきちんとする、そういったことはやっていこうという話だと聞いています。

〈大石会長〉

ありがとうございます。事務局に確認ですけれど、船橋市の要綱の中では解消の取り扱いに対応する要綱の条項を予定されていますか。

〈事務局〉

はい。解消という名称になるか今はまだ具体的にお示しできませんが、解消に対応する文言を入れるつもりでおります。

〈大石会長〉



はい、ありがとうございます。他に質問、ご意見いかがでしょうか。

〈石村委員〉

細かいことですが、パートナーシップを宣誓したことでプライバシーがどこまで維持されるのか明確に書いておいたほうがいいのではないかと、つまりパートナーシップを用いることによってプライバシー等の不利益にならないように配慮するといことは、一つ確認しておいたほうがよろしいんじゃないかと思います。

〈大石会長〉

はい、ありがとうございます。具体的にはどういった条項を掲載すればいいとお考えですか。

〈石村委員〉

市のほうで宣伝に使ってしまうことはやらないということ、それと、本人がこういった形で扱われるのが嫌だと拒否する例があるようですので、あくまでも本人たちの意思を尊重するということがパートナーシップ制度で、だからプライバシーは自己決定権まで含むかの問題はいまありますけれども、そういう配慮をこの要綱のなかに示しておくことが必要ではないかなと思いました。伊藤さん、それはどうですか。

〈伊藤氏（アドバイザー）〉

プライバシーで最も重要な場面はやはり手続きのときだと認識していて、市役所に来て二人で宣誓をするために手続き書類を揃え、宣誓証明書をいただく、これをどのような仕組みにするか。千葉市の例では、事前に書類を送ってもいいし、当日に持ってきてもいい、というようになっていますけれども、おおむねどこもそのような仕組みになっています。市役所に来庁したときに宣誓をする場所は人から見えない別室でやって、何をしに来たのかというのが人にわからないで来て帰れるというような、手続き時にプライバシーが漏れないかということはどこかの市もかなり配慮していて、それは担当マニュアルを多少は作っていただいて、対応するときに、説明はどこでする書類をどのように渡して帰っていただくかということを配慮することが重要だということです。

それと、パートナーシップ制度を始めると千葉では4番目になりますから、メディアの取材があるときに、メディアに出たくない人を尊重して、でもメディア出ることやインタビューは構わないという人はいて、メディアが取材に来たときに宣誓をしに来た方それぞれの気持ちを尊重していただくということが、肝要だと思います。

〈大石会長〉

ありがとうございます。そうしたら2つ、今のご意見としては、要綱に改めて注意的に「プライバシーに配慮する」ですとかを入れたほうがいいのではないかと、という石

村委員からの意見と、伊藤さんからおっしゃっていただいたようにマニュアルを作るときでの配慮は制度を発足する段階で必要ということなので、今後詰めていけたらと思います。

ほかに質問、ご意見いかがでしょうか。

〈藤田委員〉

いま答えていただく必要はないんですけど、パートナーシップ宣誓をしたことに伴う子どもについて、連れ子や養子の場合があると思いますが、その扱いについても整理していただけると助かります。

〈大石会長〉

なにか、今の時点でございますか。

〈事務局〉

話としては明石市のパートナーシップ制度を話されていると思いますが、基本的にこちらの考えとしては、当事者のカップルの方を対象とした制度と考えています。近隣市でもやっていないと思いますが、そこから先の部分については追ってということになるかと思います。制度として固めるということは大事なことでと考えております。

〈大石会長〉

ありがとうございます。

私から質問ですが、千葉市と横浜市では都市間連携、いわゆる協定があるので、今後船橋市も考えはあると思うのですが、今の状況を教えていただけますか。

〈事務局〉

要綱の考え方自体が千葉市に似ているところなので意識としてはもちろんありますが、ただ先ほどのお子さんへのパートナーシップの影響というところと関係してきますけれども、まずはやってみないと、というところはあるのでその先の連携ということまでは至っていないというところではございます。

〈山下委員〉

1点だけ質問させていただきたいのですが、結婚する場合の手続きとして申請のために必要な書類や提出と、このパートナーシップを宣誓する際の手続きとして申請に必要な書類等で手間や作業、色々質問されたりですとか、どのくらい差があったりするものですか。それとも書類だけ提出しておけば問題なく受けていただけるものなのか、何かしらの確認等があって少し時間がかかってしまうものなのかということをお聞かせいただければと。

〈大石会長〉

私のほうで分かる範囲でお答えすると、婚姻届は二人そろって出さなくてもいいんです。パートナーシップ制度の場合は、二人そろって窓口に来ることを前提としているので、その点で婚姻届よりは手間がかかるだろうとは思いますが。

必要書類についても、婚姻届は本籍地でない場所に出す場合に戸籍謄本が必要となりますが、船橋市を本籍地とする方が婚姻届を出す場合には戸籍謄本は必要なく、婚姻届と窓口に来た方の身分証だけで届け出すことができます。夫婦がそれぞれ記入して、どちらか一方が届出すれば受理されるというところは、おそらくこのパートナーシップよりはやりやすいのではないかと思います。

他になにか特別なものはありますか。

パートナーシップ制度での本人確認は、運転免許証とか、通常の窓口で本人確認するものと同様のものと考えてよろしかったですよ。

〈事務局〉

そうです。マイナンバーカードや運転免許証などです。

〈伊藤氏（アドバイザー）〉

要綱の考え方では、必要書類として「・住民票の写し等、現住所を確認できるもの ・戸籍謄本等、独身であることがわかるもの ほか」とありますが、この“ほか”というのは、マイナンバーカードを指しているということでしょうか。それとも、それ以外に必要なものがあるのでしょうか。

〈大石会長〉

逆に、住民票の写しをだしつつ、本人確認書類が必要ということですよ。

〈事務局〉

そうですね。要綱の考え方上の“ほか”というのが、千葉市の要綱ですと、その他市長が必要と認めるもので、独身証明に類するものがあるようであればということです。それとは別に、本人確認でマイナンバーカード等を提示していただく予定です。

〈大石会長〉

ひとつには、例えば戸籍のない外国人で住民登録を船橋市にしている方とか、そういうケースもありえますか。

〈事務局〉

外国人の方がパートナーシップ制度を申し込むときには、別の書類が出てくることもあり得ると思います。

〈伊藤氏（アドバイザー）〉

この“ほか”というのが何を指すのかが気になって、千葉市のように、特別な事情があって戸籍謄本を取れないとかという場合にそれに準ずるものを柔軟に扱うとかそういう意味で、ほかのものになることもあるという“ほか”と考えてよろしいということですか。

〈事務局〉

そうですね、柔軟に考えるということで、市長の必要と認めるというところではあるんですけども、今の段階の考えとしてはといったことです。

〈石村委員〉

行政手続き的に言えば、婚姻届と同じように届出制であり、許可制ではないというのを確認していただければと思います。

〈事務局〉

基本的には宣誓していただく、それを証明するということですので、そもそも許可ということではないと考えています。

〈大石会長〉

今の石村委員からの意見からすると、宣誓を証明するという意味ではおそらく届出でもないと思います。事実上宣誓があったことを市が公に証明するといった形ですよね。

〈石村委員〉

要するに市は仲介に入っただけですよ。

〈事務局〉

市としてそのパートナーシップとしての関係を受け止めるということです。何かの目的のために仲介するというよりかは、受け止めることが大きな目的となります。

〈石村委員〉

証明という行為はそういう認識をします。

〈大石会長〉

では、具体的な要綱がでてきたところで、今でた質問や意見に対しての答えもでてくるとしますので、今この時点で気になるところがあれば、むしろ発言していただいて詰めていく段階ですので、ぜひ反映していただきたいと思います。

ほかに質問、ご意見ありましたらぜひ。

〈伊藤氏（アドバイザー）〉

細かいことですが3点ほど。パートナーシップの定義の2つ目で「必要な費用を分担すること」というのも、これは経済的な共有関係が必要であるということなのですが、その前に「同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し」とあると、具体的な費用はちょっとバランスが悪くて、互いに責任を持って協力するところに費用がはいるのかなと思うので、この必要な費用を入れるとほかにも列挙しなければいけないものがあるのかなと思いますので、「共同生活において互いに責任を持って」というところに全部集約してもいいのかなというのか1点目です。

2点目が、LGBTと性的少数者というのは必ずイコールではなくて、性的少数者のなかの代表的なカテゴリーがLとGとBとTなので、LGBTという言葉を使わなくても、要綱になる考え方、あるいは要綱だとすれば、性的少数者または性的マイノリティだけ書いておくほうが、LGBT以外はどうなんだという話になってくるとそれはそれで議論をよんでしまうので、広く全般を指す「性的少数者」だけでいいんじゃないかなということです。

あと3点目は要望です。要綱の考え方の最後にある「市民や事業者への周知啓発に努める」ことがとても重要なので、できるだけ各市で話をするときここができるだけ具体的になっているほうが当事者として安心感を持てますので、例示することができるかは別ですが、例えば宅建協会や医師会であるとか、そういった関係するところになにか資料を送るとか研修をしていただくという意味で周知啓発といったところで、より具体的に書いていただけたらありがたいという、これは単純な要望です。以上です。

〈山下委員〉

私も周知啓発が大事だと思います。先ほど事務局からの説明でもありましたが、パートナーシップを結ばれたときに市においてもどういったメリットをだせるのかと、このパートナーシップを申請するのはやはりハードルが高いものなのかなと捉えておまして、だからこそ少なくとも市はこういったメリットがだせますというのが、ネットなんかで調べてみても判断が難しい部分があると思うんですよ。パートナーシップを結んでいるからといってこれは確実にできるとは言いにくい部分もあるとは思いますが、少なくとも市としてはこれが提供できるというのを具体的にある程度出していただくと、パートナーシップを結ぼうというか、パートナーシップ申請をしようというカップルが増えていくのではないかと思いますので、すべてを出せという話ではありませんけれども、具体的に例えばこういうところでメリットがえられますよというのを載せていただくと、この程度の意味合いとしては付与が十分かなと思います。

〈大石会長〉

ありがとうございます。山下委員がおっしゃったのは、要綱に具体的に入れるというよりは、どちらかというときできたときの広報ということでよろしいですか。

〈山下委員〉

そうですね、それでも結構なんですけど、この申請を受けようか考える人が目を通すような場所に具体例があるといいのかなと思います。

〈事務局〉

ご意見ありがとうございます。私共としても制度を作った際には広報もしていくこととなりますので、併せてその段階で使えるメリット、例えば千葉市では市営病院で使えますとか、そういったところが固まっていったら、もちろんセットで発表させていただこうと思います。要綱のなかでは、どこそで使えるといったことまで入れるのは難しいかなと思うので、市民の方や事業者の方への周知啓発といったことに留まってしまうとは思いますが、ただ、委員からのお話にあったようにパートナーシップを結ぶ方にとってはメリットが重要だとは思っていますので、実際に広報する段階では一緒に、なんらかの形で周知をさせていただこうと考えております。

広報周知にあたっては、ガイドブックも作成する予定でおりますので、そこに出来る範囲のことは書かせていただきたいと思いますところでございます。

〈大村委員〉

先ほどから宣誓という言葉がでてきていますが、結婚式のような人前で宣誓するようなこともあれば、特別なことはなしに戸籍住民課に行って手続きをすればそれで結婚が成立するわけですけども、やっぱり宣誓というのはかなり重みを持たせていると解釈すること、それと、どなたの前で宣誓をするんですか。まさか市長ではないですよ。戸籍住民課の課長ですか。あるいは市民生活部長の前ですか。

〈事務局〉

宣誓する、というのは市に対して宣誓をしていただくということですので、現実的な運用としては市職員の前で宣誓書を持ってきていただくという形になります。

〈大村委員〉

選手宣誓のように宣誓をするのですか。

〈大石会長〉

基本的には、宣誓証明書を出すために、まずは宣誓書を市が受け付けますという形で、選手宣誓的なものではないです。どちらかという、書類をきちんと出して宣誓したことが形に残るようにというものです。たぶん、千葉市が始めたときは、マスコ

ミ向けに市長が宣誓に立ち会ったと思いますが、あれはあくまでもPR用という理解でよろしいですね。

〈伊藤氏（アドバイザー）〉

そうですね。初回のときは市の方と台本を作りまして、私も代表として市長の前で宣誓といいますか、二人でパートナーシップを今後とも相互の協力により共同生活をしながら自分たちの自分らしい生活を作っていきますと言って、書類を市長に渡して、それを市長が受け取って申請完了ということをしました。初回だけで、あとは職員の方が書類を受け取ったということだけで、特にそういった儀式的なものはないという状況だと、これはどこの市でもそうだと思います。

〈大村委員〉

わかりました。

〈石村委員〉

結婚、入社、学校の入学式とかで宣誓をしますが、宣誓というのは、要するに契約を示すというその一環なんですよね。そういう意味で宣誓という行為を使うと。結婚式も同じことだと考えていただいてよろしいんじゃないでしょうか。

〈大石会長〉

はい、ありがとうございます。なにぶん新しい制度なので、ちょっとピンとこない方もいらして当然です。むしろ市民として、身近な方が使う、知り合いも含めて使うときのことを考えて、素朴な質問やご意見がこの会ででてくるのが、逆に事務局にも大変参考になることなので、もしあったらぜひここで、ご意見ご質問だしてください。

〈藤田委員〉

婚姻だと認められていることと、今回のパートナーシップ制度だということを確認されるけど婚姻と比べてこういうことが認められていませんよというのが、明確になっていただけると、当人もそうですし、周りの方も理解しやすくなるのかなと思います。

〈事務局〉

端的に言いますと、婚姻関係の方との違いは、法的な保護があるかどうかということです。パートナーシップ制度は市が行う制度ですので、それをもって住民票に影響があったり、相続ですとか税金関係で直接的な影響を及ぼすというわけではありません。関係性の証明が難しいというところが現実問題あるというところを踏まえて、

私共としましては関係性を受け止めるというような制度になる、といったところでございます。

〈藤田委員〉

そうすると事実婚と変わらないということですか。

〈事務局〉

事実婚ですと相続に影響がでてくるのでしょうか。

〈大石会長〉

事実婚もやはり事実婚のままでは相続人にならないので、遺言書がない限りは事実婚の相手の相続はできない点は変わりません。

〈藤田委員〉

そこらへんは知識のある方はしっかり遺言書を書いたりするんでしょうけど、このパートナーシップ制度を利用することである程度認められると思ってしまって、いざとなったときに認められないと気づくのかなと思ったので、駄目なものは駄目だと思うので、これは認められませんというのは理解しておいたほうがいいのかと思います。

〈伊藤氏（アドバイザー）〉

今お話ししようかなと思っていたのですが、あまり婚姻との違いを強調すると当事者としては、じゃあやめておこう、となるので。ただ当事者は婚姻とは違うというのはよくわかっている方の方が多いので、このパートナーシップでは実際の公正証書であったりとか成年後見人の契約がいるということは、結構当事者の知識としては広まっています。ただ、市として要綱を宣伝するときには婚姻とは違うということはどこかにきちんと違いを、そういった法的な保護がないとか、相続とか税金には使えませんということは書いておく必要はありますが、それを広報的なところで強調というよりは、そういうこともありますという程度にして。

実際に私も、パートナーシップ証明を持って感じているのは、便宜を市に図ってほしいわけですが、いままで誰にも証明されてこなかった関係が、カードや紙で人に見せる形で承認されると、それによって周りの人間関係や社会関係が変わってくるということが起きるので、そういう意味ではまず第1歩として、承認してもらえ場所があるというところ、これがそれぞれの当事者の気持ちに自信を持たせ、人間関係や社会関係を作っていくときに役立つという、これがこの制度の一番のメリットだと思います。でも更にそれを市民あるいは事業者の周知啓発といった実際に具体的に市としてやっていただいて、より充実させていくということを目指して頂ければと思います。



〈大石会長〉

お二人の今の意見をもとにすると、要綱や広報にというよりは、先ほど事務局が作りますよと言ったガイドブックにそのことをきちんと書いて当事者に誤解が無いように、ただ広報を広くという意味ではあまりその違いを強調しすぎるとむしろこれを使おうという方に、あまりにも特殊なことをしているんだというものを避けたいところかと思しますので、どの場面でどの説明をとというのは制度を作る中でぜひ詰めていきたいと思ひますし、皆さんのご意見をいただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。ありがとうございます。

〈伊藤氏（アドバイザー）〉

ちょっと細かいことですが、戸籍謄本が必要になった場合に、トランスジェンダーの方の場合に戸籍謄本に記載されている性別を変更していない場合には戸籍上の性別と、外見または服装等が異なっている場合がある、あるいはイメージが違う場合がある、そういった場合にそれぞれの担当する職員が宣誓をしに来た方に不愉快な思ひをさせないような対応を配慮して頂ければということも付け加えておきたいと思ひます。

〈大石会長〉

ありがとうございます。おそらくは職員向けマニュアルのところですよ。ぜひ知恵をお借りしたいと思ひます。ちなみにガイドブックですかマニュアルですか作るタイミングはどんな想定ですか。要綱を作ってからだと思ひますけれど。

〈事務局〉

要綱を作ってからにはなると思ひますので、すぐにできるわけではなさそうです。ただ、職員が性的少数者の方に対して失礼が無いようにというところで、職員向けの対応マニュアルはすでにございまして、それはすでに職員へ周知しております。

〈大石会長〉

ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。

では、また引き続きこの制度を作っていくにあたってご意見等ぜひお寄せください。以上で本日の議題は終了です。